



5 環共第 8 4 3 号

令和 5 年 6 月 2 6 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乘せ排水基準の見直しについて

(諮問)

このことについて、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

法第 3 条第 3 項に基づく上乘せ排水基準の見直しについて

2 諮問理由

事業場から公共用水域に排出される排出水に係る法に基づく排水基準のうち、「六価クロム化合物」の排水基準が見直されることから、これと整合性を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 5 0 年福島県条例第 1 8 号）で定める上乘せ排水基準を見直すため。